買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

平成27年７月10日

農林水産大臣　林　　芳正

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
兵庫県伊丹市南野北四丁目16番 田　16㎡	日本鋼管株式會社 東京都麹町区丸ノ内一丁め10ノ５	
兵庫県伊丹市南野北四丁目60番 田　19㎡		
兵庫県西宮市上ケ原八番町97番２ 田　433㎡	北村伊三郎家督相続人北村貞次 大阪府豊能郡池田町2602番地 北村吉右衛門家督相続人北村元一郎 大阪府豊能郡細川村大字木部107番屋敷	
兵庫県加古川市平岡町西谷字大割33番７ 田　23㎡	上田　　晃 兵庫県加古郡平岡村高畑四七番地	
兵庫県加東市上中字西浦山778番102 公衆用道路 164㎡	萩原源**尤**ヱ門 住所不詳 磯邉　浅**吉** 住所不詳	
兵庫県加東市上中字西浦山778番103 用悪水路　32㎡		
兵庫県加東市上中字西浦山778番104 公衆用道路 115㎡		
兵庫県加東市上中字西浦山778番105 用悪水路　27㎡		
兵庫県加東市上中字西浦山778番106 用悪水路 168㎡	萩原源**尤**ヱ門 住所不詳 神戸嘉兵衛 住所不詳	
兵庫県加東市上中字西浦山778番107 用悪水路 204㎡		

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

平成27年７月10日

農林水産大臣　林　　芳正

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺字十三部又3638番２ 畑　208㎡	佐藤　　堤 熊本県阿蘇郡南小国村満願寺4194	
熊本県阿蘇郡高森町大字矢津田字髙尾野2610番１ 山林　793㎡	伊藤　政弘 熊本県阿蘇郡草部村矢津田	
熊本県上益城郡益城町大字砥川字下鶴2412番 山林　99㎡	管野　一登 熊本県上益城郡飯野村大字砥川2430番地	
大分県佐伯市大字堅田字古河内4307番 畑　328㎡	疋田　正己 大分県下堅田村大字堅田4935	
大分県速見郡日出町大字大神字平原1547番10 雑種地　699㎡	大分県 大分県大分市大手町３丁目１番１号	
大分県臼杵市野津町大字老松字伯父山2310番２ 原野　2,971㎡	菊口今朝一 大分県野津市村老松	
	草場　ケサ 大分県野津市村老松	
	草場　春義 大分県野津市村老松	
	氏名不詳 大分県野津市村老松	
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣字子生4474番 山林　3,127㎡	馬場　久夫 宮崎県東諸県郡綾町大字南俣	
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣字子生4480番 山林　1,963㎡		
鹿児島県南九州市頴娃町上別府字二平東4063番33 山林　12,099㎡	氏名不詳 住所不詳	

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第７２号

北海道登別市片倉町２丁目15番地１

債務者　浪岡由美香

１　決定年月日時　平成27年６月29日午前11時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　林　　正樹

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月16日午前11時30分

５　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで

札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２０５１号

大阪府東大阪市稲田新町１丁目23番35号　サンビレッジ中西Ｂ105、前住所大阪府東大阪市楠根３丁目７番10号　長野製袋所

債務者　長野製袋所こと　長野　　隆

１　決定年月日時　平成27年６月26日午後３時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　大久保敬文

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午後２時30分

５　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０５２号

大阪府東大阪市稲田本町２丁目４番38号

債務者　長野　克宏

１　決定年月日時　平成27年６月26日午後３時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　大久保敬文

４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午後２時30分

５　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで

大阪地方裁判所第６民事部